

名 称	防災製品毒性審査基準		制定日 2009. 10. 1
規程番号	G-①-03	旧文書番号	改定日 2012. 7. 2

防 災 製 品 認 定 委 員 会

1 毒性審査基準

防災製品の認定申請に係る製品等を構成する高分子素材、防災薬剤等（以下「素材等」という。）の毒性審査の基準は、次による。

(1) 素材等は、防災製品の種類ごとに次に掲げる毒性審査項目について、それぞれ基準を満足するものであること。

ア 衣服類（詰物を除く。）（以下「1群」という。）

(ア) 経口半数致死用量（LD<sub>50</sub>値）が、250 mg/kgを超えること。

(イ) 変異原性（Ames 試験）は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく化学物質の有害性の調査方法とされている変異原性試験により、被験物質1 mgあたり誘発変異コロニー数において、高い変異活性及び増加の傾向が認められないこと。

(ウ) (ア) 及び (イ) の項目に関する審査（以下「一次ふるい分け審査」という。）の結果から防災製品認定委員会（以下「委員会」という。）が必要と判断した場合に限り、遺伝子毒性（小核試験）において、毒性が認められないこと。

(エ) (ウ) の項目に関する審査（以下「二次ふるい分け審査」という。）の結果から委員会が必要と判断した場合に限り、亜急性毒性、慢性毒性及び発がん性において、毒性が認められないこと。

(オ) アレルギー性接触皮膚障害性は、閉鎖式貼付試験（30人48時間）により、貼付部位にアレルギー性の可視的炎症性変化が認められないこと。

イ 寝具等側地、ふとん類（詰物を除く。）、毛布類、衣服類（詰物に限る。）、布張家具等側地、活動服及び作業服（以下「2群」という。）

(ア) 経口半数致死用量（LD<sub>50</sub>値）が、250 mg/kgを超えること。

(イ) 変異原性（Ames 試験）は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく化学物質の有害性の調査方法とされている変異原性試験により、被験物質1 mgあたり誘発変異コロニー数において、高い変異活性及び増加の傾向が認められないこと。

(ウ) 一次ふるい分け審査の結果から委員会が必要と判断した場合に限り、遺伝子毒性（小核試験）において、毒性が認められないこと。

(エ) 二次ふるい分け審査の結果から委員会が必要と判断した場合に限り、亜急性毒性、慢性毒性及び発がん性において、毒性が認められないこと。

(オ) 刺激性接触皮膚障害性は、次のいずれかの試験により、それぞれ次の障害が認められないこと。

a 閉鎖式貼付試験（20人24時間）により、貼付部位に可視的炎症性変化が認めら

れないこと。

b 河合式貼付試験（20人24時間 日本産業皮膚衛生協会）により、貼付部位に可視的炎症性変化が認められず、かつ、レプリカによる皮膚の表面構造の顕微鏡観察により、異常形態が認められないこと。

c 細胞毒性試験（コロニー形成試験）により、細胞毒性の強度が高くないと認められること。

ウ 防災頭巾等側地（以下「3群」という。）

（ア）経口半数致死用量（LD<sub>50</sub>値）が、250 mg/kgを超えること。

（イ）刺激性接触皮膚障害性は、次のいずれかの試験により、それぞれ次の障害が認められないこと。

a 閉鎖式貼付試験（20人24時間）により、貼付部位に可視的炎症性変化が認められないこと。

b 河合式貼付試験（20人24時間 日本産業皮膚衛生協会）により、貼付部位に可視的炎症性変化が認められず、かつ、レプリカによる皮膚の表面構造の顕微鏡観察により、異常形態が認められないこと。

c 細胞毒性試験（コロニー形成試験）により、細胞毒性の強度が高くないと認められること。

エ 襖紙・障子紙等（以下「4群」という。）

経口半数致死用量（LD<sub>50</sub>値）が、250 mg/kgを超えること。

（2）1群から4群までの防災製品及びこれら以外の防災製品（以下「5群」という。）に用いる防災薬剤等に関する毒性審査の基準は、前号によるもののほか、次によること。

ア 防災薬剤は、商品名、成分の化学物質名、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）に基づく公表化学物質名の整理番号、CAS番号、純度及びその他の成分と含有率が明らかであること。

イ 1群に用いる防災薬剤以外の処理剤は、商品名及び成分の化学物質名が明らかであること。

ウ 防災薬剤等は、次のものを含有しないこと。

（ア）化審法に基づき公表されている化学薬品以外のもの

（イ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）による特定化学物質に指定されている化学薬品

（ウ）有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に基づき指定されている化学薬品の含有量が定められた基準を超えるもの

（エ）委員会により有毒性があると認められた化学薬品

（3）別表第1から別表第5までに掲げる素材等にあつては、それぞれ（1）及び（2）に定める毒性審査基準を満足するものとして取り扱うことができること。

## 2 毒性審査コードの付与

委員会は、医学専門の委員が行う毒性審査の結果に基づき適合と判定されるときは、当該素材等に毒性審査コードを付与するものとする。

## 3 その他

委員会は、防災製品の認定申請者に対し、毒性審査を補完するために必要と判断した毒性データの提出を求めることができるものとする。

### 附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成24年7月5日から施行する。

別表1 皮膚アレルギー性試験、LD<sub>50</sub>、Amesの毒性審査済み〔1群〕

2014年5月1日現在

1-A 高分子素材

コード	化合物名
1A-1	アクリル系繊維
1A-2	アクリル繊維及び樹脂
1A-3	麻
1A-4	アセテート繊維
1A-5	アラミド繊維
1A-6	アルキド樹脂
1A-7	EVA樹脂
1A-8	羽毛
1A-9	AS樹脂
1A-10	ABS樹脂
1A-11	エポキシ樹脂
1A-12	絹
1A-13	キュブラ繊維
1A-14	グアミン樹脂
1A-15	毛
1A-16	けい素樹脂
1A-17	合成ゴム
1A-18	セルロースエーテル樹脂
1A-19	セルロースエステル樹脂
1A-20	炭素繊維
1A-21	天然ゴム
1A-22	ナイロン繊維及び樹脂
1A-23	ビニリテン繊維
1A-24	ビニロン繊維
1A-25	フェノール系繊維
1A-26	フェノール樹脂
1A-27	ふっ素樹脂及びふっ素系繊維
1A-28	プロミックス繊維
1A-29	ポリアクリレート繊維及び樹脂
1A-30	ポリアセタール樹脂
1A-31	ポリウレタン繊維及び樹脂
1A-32	ポリエステル繊維

1A-33	不飽和ポリエステル樹脂
1A-34	飽和ポリエステル樹脂
1A-35	ポリエチレン繊維及び樹脂
1A-36	難燃ポリエステル（ホスホラン共重合品）
1A-37	ポリ塩化ビニリデン樹脂
1A-38	ポリ塩化ビニル繊維及び樹脂
1A-39	ポリカーボネート樹脂
1A-40	ポリクワール繊維
1A-41	ポリスチレン樹脂
1A-42	ポリソニック繊維
1A-43	ポリビニルアセタール樹脂
1A-44	ポリビニルアルコール樹脂
1A-45	ポリブタジエン樹脂
1A-46	ポリプロピレン繊維及び樹脂
1A-47	ポリ酢酸ビニル樹脂
1A-48	メタクリル樹脂
1A-49	メラミン樹脂
1A-50	綿
1A-51	ユリア樹脂
1A-52	レーヨン繊維
1A-53	セルロース系グラフト重合繊維
1A-54	難燃ポリエステル（2-カルボキシエチル(フェニル)フォスフィン酸 4.0%未満との共重合品）

## 1-B 消炎薬剤

コード	化合物名
1B-1	アミドホスファゼン
1B-2	N-メチロールジメチルホスホプロピオンアミド
1B-3	オリゴ(P-ビニルP-オキソ-1,3-ジオキサ-2-ホスファヘンチレン)
1B-4	テトラキス・ハイドロキシメチルホスホニウムクロライド・尿素縮合物
1B-5	テトラキス・ハイドロキシメチルホスホニウムサルフェート・尿素縮合物
1B-6	ビス[ビス(2-クロロエトキシ)ホスフィニル]イソプロピル・クロロエチルホスフェート
1B-7	ふっ化ジルコニウムカリウム
1B-8	ふっ化チタニウムカリウム
1B-9	ヘキサプロモシクロデカン（注）本物質は、化審法の第1種特定化学物質に指定された(2014.5.1)
1B-10	ポリ(n-プロポキシホスファゼン)

### 1-C その他

コード	化合物名
1C-1	アルミニウム
1C-2	ガラス（アクリル酸エステル 2%以下共重合樹脂接着）
1C-3	キトサン(ホリガルコキサン)（使用量は布の 1%以下）
1C-4	酸化せず
1C-5	そばがら

別表2 接触皮膚障害性試験、LD<sub>50</sub>、Ames の毒性審査済み [2群]

2022年4月14日現在

### 2-A 高分子素材

コード	化合物名
2A-1	難燃ホリエステル（ホスファフェナンスレン共重合品）
2A-2	難燃ホリエステル（(2,5-ジヒドロキシフェニル)ジフェニルホスフィンオキシドのエチレンオキシド付加物との共重合品）
2A-3	難燃ホリエステル（2-メチル-2,5-ジオキソ-1,2-オキサホスホランとの共重合品）
2A-4	メタクリル酸グラフト綿
2A-6	ホリ乳酸繊維及び樹脂
2A-7	ホリエステルホリエーテルブロックホリマー

### 2-B 消炎薬剤

コード	化合物名
2B-1	亜リン酸
2B-2	イソプロピルフェニルジフェニルホスフェート
2B-3	クロルホリスホネート
2B-4	クロロエチル・プロホキシホスホン酸エステル縮合物
2B-5	酸化亜鉛
2B-6	三酸化アンチモン
2B-7	3-ヒドロキシメチルアミノ-3-オキシプロピルジメチルホスフェート
2B-8	ジフェニル及びフェニルリン酸クロライドとレゾルシン縮合物とメタリン酸アルミニウムの混合物
2B-9	ジメチル・メチルホスホネート・オリゴマー
2B-10	デカプロモジフェニルエーテル
2B-11	テトラプロモシクロオクタン
2B-12	テトラプロモ無水フタル酸
2B-13	トリアルキルフェニルホスフェート
2B-14	トリス(トリプロモネオヘンチル)ホスフェート
2B-15	ビス(4-ヒドロキシエトキシ-3,5-ジプロモフェニル)プロパン

2B-16	ホ <sup>リ</sup> (2-クロロイソプロホ <sup>キ</sup> シホスフィニルオキシジ <sup>メ</sup> チルメチン)
2B-17	ホ <sup>リ</sup> [2,2-ビス(3,5-ジ <sup>ブ</sup> プロモ-4-グリジ <sup>ル</sup> フェニル)プロ <sup>バ</sup> ン]フェノール
2B-18	ホ <sup>リ</sup> リアルキレンホ <sup>リ</sup> アミン・ジシアンジ <sup>ア</sup> ミド <sup>ア</sup> ンモニウム塩縮合物
2B-19	六ふ <sup>つ</sup> 化ジ <sup>ル</sup> コン酸カリウム
2B-20	レゾ <sup>ル</sup> シノールビスジ <sup>フェ</sup> ニルホスフェート
2B-21	ホスファエナンスレン環含有ホ <sup>リ</sup> エステル化合物
2B-23	ホ <sup>リ</sup> (クロロプロ <sup>ピ</sup> ル)ホ <sup>リ</sup> (ジ <sup>エ</sup> チレンオキシ)ホ <sup>リ</sup> ホスフェート
2B-24	テトラキス(2,6-ジ <sup>メ</sup> チルフェニル)-m-フェニレンビスホスフェート
2B-25	10-ベン <sup>ジ</sup> ル-9,10-ジ <sup>ヒ</sup> ドロ-9-オキサ-10-ホスファエナントレン-10-オキサイト <sup>ト</sup>
2B-26	フェノキシホスファゼン誘導体 SPS-100
2B-27	三塩化 <sup>ホ</sup> リン・1,2-エホ <sup>キ</sup> シプロ <sup>バ</sup> ン・アセアルデ <sup>ヒ</sup> ド <sup>ト</sup> 重縮合物と過酸化水素の反応生成物
2B-28	ジ <sup>フェ</sup> ニル(フェニルアミド)ホスフェート
2B-29	テトラ-n- <sup>ブ</sup> チルホスホニウム・ジ <sup>ブ</sup> -n- <sup>ブ</sup> チルホスフェート
2B-30	トリス(ヘ <sup>タ</sup> クロプロ <sup>ピ</sup> ル)ホスフェート
2B-31	塩素化パラフィン (平均炭素数 14 以上)
2B-32	トリス・ジ <sup>ブ</sup> プロモ <sup>ロ</sup> ピ <sup>ル</sup> イソシアヌレート
2B-33	トリス(1,3-ジ <sup>ブ</sup> クロ-2- <sup>フ</sup> ロ <sup>ピ</sup> ル)ホスフェート
2B-34	2-[1-(ジ <sup>ブ</sup> トキシホスフィニル)-1-メチルエトキシ]-5,5-ジ <sup>メ</sup> チル-1,3,2-ジ <sup>オ</sup> キサホスフィナン=2-オキシト <sup>ト</sup> を主成分とする 2,2-ジ <sup>メ</sup> チルプロ <sup>バ</sup> ン-1,3-ジ <sup>オ</sup> ール、ホスホラス=トリクロ <sup>リ</sup> ド <sup>ト</sup> 、ジ <sup>ブ</sup> チル=水素=ホスファイト、アセトン及び過酸化水素の反応生成物
2B-35	トリフェニルホスフィンオキサイト <sup>ト</sup>
2B-36	1,3,2-ジ <sup>オ</sup> キサホスホリナン-[2-(1,1'- <sup>ビ</sup> フェニル-2- <sup>イル</sup> オキシ)]-5,5-ジ <sup>メ</sup> チル-2-オキシト <sup>ト</sup>
2B-37	2-フェノキシエチルジ <sup>フェ</sup> ニルホスフェート
2B-38	ホ <sup>リ</sup> リン酸アンモニウム
2B-39	6-フェノキシ-6H-6 λ <sup>5</sup> ジ <sup>ベン</sup> ゾ[c,e][1,2]オキサホスフィニン-6-オン
2B-40	クレジ <sup>ル</sup> ジ <sup>フェ</sup> ニルホスフェート
2B-41	3,9-ビス(フェニルメチル)-3,9-ジ <sup>オ</sup> キソ-2,4,8,10-テトラオキサ-3,9-ジ <sup>ホ</sup> スファスピロ[5.5]ウンデカン
2B-42	ジ <sup>エ</sup> チルホスフィン酸アルミニウム塩
2B-43	テ <sup>カ</sup> プロモジ <sup>フェ</sup> ニルエタン(エチレンビスペン <sup>タ</sup> プロモジ <sup>フェ</sup> ニル)
2B-44	テトラ <sup>ブ</sup> ロモ <sup>ビ</sup> スフェノール A
2B-45	ビスフェノール A ビス <sup>ジ</sup> フェニルホスフェート

## 2-C その他

コード	化合物名
2C-1	アミド <sup>オ</sup> キシム化アクリル銅錯体 (消臭剤、ニトリル基の 1~5%の範囲で変成)
2C-2	アルキルジ <sup>メ</sup> チルアンモニウムクロライド (抗菌加工剤)
2C-3	アルミニシリケート銀銅塩 (抗菌剤、素材に 1.5%練込み)

2C-4	1-ヒドロキシ-4-メチル-6-(2,4,4-トリメチルペンチル)-2-(1H)-ピリドンモノエタノールアミン塩（抗菌防臭剤、素材に0.1%付着）
2C-5	塩化ジテシルジメチルアンモニウム（抗菌剤、素材に0.3%以下で使用）
2C-6	オクタテシルジメチル[3-(トリメチシリル)プロピル]アンモニウム・クロライドとウンテシレン酸の塩：シリコン第四級アンモニウム塩をエステル化（抗菌加工剤、素材に1%使用）
2C-7	カーボン含有ナイロン（制電剤）
2C-8	3-(トリメチシリル)プロピルオクタテシルジメチルアンモニウムクロライド：シリコン第四級アンモニウム塩（抗菌防臭剤、素材に0.5～1.5%付着）
2C-9	セルロス銅錯体（レーヨンへの金属導入率1～2%）
2C-10	トリクロカルハニリト（抗菌剤、素材に0.3%練込み）
2C-11	2,3,9,10,16,17,23,24-オクタカルボキシアミノニト(2-)鉄(Ⅲ)（レーヨンに2～3%担持）
2C-12	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)（主として塩ビ用可塑剤）
2C-13	ほう酸ガラス - Ag系（抗菌剤）
2C-14	リン酸ジルコニウム金属塩(Ag,Na)
2C-15	ビス(1-ヒドロキシ-2(1)ヒドリゾチオネート(O,S)-T-4)亜鉛（抗菌剤）
2C-16	ジテシルジメチルアンモニウムクロライド（抗菌剤）
2C-17	ポリオキシアルキレンアリアルエーテルの硫酸エステル塩
2C-18	銀・亜鉛含有ゼオライト（抗菌剤）
2C-19	ポリオキシエチレントリスチールフェニルエーテル硫酸塩（分散剤）
2C-20	N-ポリオキシアルキレン-N,N,N-トリアルキルアンモニウム塩（抗菌剤）
2C-21	フタル酸ジイソテシル（主として塩ビ用可塑剤）

別表3 接触皮膚障害性試験の毒性審査済み [3群]

2022年5月25日現在

3-B 消炎薬剤

コード	化合物名
3B-2	五酸化アンチモン
3B-3	トリクレジルホスフェート（主として塩ビ用可塑剤、原料は(シメン法)合成クレゾールに限定）
3B-5	トリス(2-ヒドロキシエチル)イソシアヌレート
3B-6	ビス(3,5-ジブプロモ-4-ジブプロモプロピルオキシフェニル)スルホン

別表4 LD<sub>50</sub>の毒性審査済み [4群]

2022年1月31日現在

4-A 高分子素材

コード	化合物名
4A-1	パルプ(セルロス)



#### 4-B 消炎薬剤

コード	化合物名
4B-1	ジ-2-エチルヘキシルアジペート（主として塩ビ用可塑剤）
4B-3	リン酸グアニジン
4B-4	スルファミン酸グアニジン
4B-5	硫酸アンモニウム
4B-6	スルファミン酸ナトリウム
4B-7	ヘキサブロモベンゼン
4B-8	ホリホウ酸ナトリウム
4B-9	シアノグアニジン(ジシアンジアミド)
4B-10	メラミン

#### 4-C その他

コード	化合物名
4C-1	リン酸硝子(亜鉛系)（抗菌剤）

別表5 消炎薬剤の純度と不純物の毒性審査済み [5群]

2022年7月22日現在

#### 5-B 消炎薬剤

コード	化合物名
5B-1	塩素化ホスホン酸エステル重縮合物
5B-2	脂肪族ホスホン酸エステル
5B-3	臭化アンモニウム
5B-4	縮合硫酸カルバメート
5B-5	水酸化アルミニウム
5B-6	スルファミン酸アンモニウム
5B-8	赤リン
5B-9	第一リン酸アンモニウム
5B-10	テトラブロモビスフェノール A・エチレンオキサイド付加体
5B-11	トリアリールホスフェート
5B-12	トリキシレニルホスフェート
5B-16	トリプロモフェニルアリルエーテル
5B-17	フッ化ビニリデン-クロロトリフルオロエチレン共重合樹脂
5B-18	ペンタブロモトルエン
5B-19	ほう酸
5B-20	ホリエチレングリコール

5B-21	ホリリン酸カルバメート
5B-22	メチロール化リン酸グアニル尿素
5B-23	リン酸水素ニアンモニウム
5B-24	リン酸尿素縮合物
5B-25	2-(9,10-ジヒドロ-9-オキサ-10-オキサイト-10-ホスファフェナントレン-10-イル)メチルコハク酸ビス-(2-ヒドロキシエチル)-エステル
5B-26	ケイ酸マグネシウム
5B-27	縮合リン酸カルバメートアミトスルホン酸塩
5B-28	ヘキサメタリン酸ナトリウム
5B-29	リン酸アンモニウム
5B-30	リン酸カルバメートアンモニウム
5B-31	尿素
5B-33	2-カルボキシエチル(フェニル)ホスフィン酸
5B-35	メラミンシアヌレート
5B-37	クロロプロピル・ジオキシジエチルエーテルリン酸エステル縮合物
5B-39	水酸化マグネシウム
5B-40	硫酸ナトリウム
5B-42	ケイ酸アルミニウム
5B-43	過酸化処理した N-ブチル-2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジンアミンと 2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジンとの反応生成物にシクロヘキサンを反応させ、その生成物と N,N'-ビス(3-アミノプロピル)エチレンジアミンとの反応生成物
5B-44	テトラ-n-ブチルホスホニウムベンゾトリアゾレート
5B-45	尿素・チオ尿素重縮合物
5B-48	エチレンビステトラプロモフタルイミド
5B-49	リン酸グアニル尿素
5B-51	有機ホスフィン酸金属塩
5B-52	2-ヒドロキシエチル-3-(ヒドロキシメチルフォスフィニル)プロピオネート
5B-53	ホウ酸亜鉛
5B-54	臭素化ビスフェノール A 型エポキシ樹脂中間体
5B-55	トリプロモフェノール・2,2-ビス(ジプロモ-4-ヒドロキシフェニル)プロパン・2,2-ビス[ジプロモ-4-(2,3-エポキシプロポキシ)フェニル]プロパン重付加物
5B-57	γ-アミノプロピルトリヒドロキシラン縮合物
5B-58	リン酸
5B-59	N,N'-ビス(2,2,6,6-テトラメチルピペリジン-4-イル)ヘキサン-1,6-ジイルジアミン・ジブチルアミン・N-(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジン-4-イル)ブチルアミン・2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン重縮合物と 3-プロモプロパンを反応させてピペリジン環の窒素を主としてプロポキシ化した反応生成物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が 1%以下であるもの）
5B-60	リン酸トリス(2,4-ジ-tert-ブチルフェニル)

5B-61	メチルホスホン酸（メチリン酸、メタンリン酸）
5B-62	グアニル尿素
5B-63	五水塩ホウ砂(四ホウ酸ナトリウム五水塩)
5B-64	メタホウ酸バリウム
5B-65	フェノール、4,4'-(フロパソ-2,2-ジイル)ジフェノール及びトリクロロホスフィン=オキシドの反応生成物
5B-67	環式アミン
5B-72	ペンタブロモベンジルホリアクリレート
5B-74	2-ナフチルジフェニルホスファート
5B-75	ケイ酸ナトリウム
5B-76	有機スルホン酸金属塩
5B-77	テトラフェニルホルフィン
5B-79	膨張黒鉛
5B-80	モノ又はジクロロ又はブロモ飽和又は不飽和アルカンリン酸エステルのグアニジン塩
5B-81	ヒペラジンピロホスフェートおよび窒素-リン系化合物の混合物
5B-82	アルキルアシッドホスフェートのグアニジン塩
5B-83	アルキル酸性リン酸エステル
5B-84	2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホン酸ジメチル
5B-85	ブチル化リン酸トリフェニル
5B-87	トリス(2,4-ジ-tert-ブチルフェニル)ホスファイト
5B-88	脂肪族リン酸アミデート
5B-89	リン酸アルミニウム
5B-90	2,2-ビス[4'-(2'',3''-ジブromo-2''-メチルピロピロキシン)-3',5'-ジブromoフェニル]フロパソ
5B-91	ニトリロトリス(メチレンホスホン酸)とアンモニアの混合物
5B-92	ホリリン酸メラミン
5B-93	2-エチルヘキサソ-1-イル=ジフェニル=ホスフェート
5B-94	オルソフェニルフェノール、フェノールの混合ホスフェート
5B-95	2,2-ビス[4'(2'',3''-ジブromoブromoキシン)-3',5'-ジブromoフェニル]-フロパソ
5B-96	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸のアンモニウム塩
5B-97	リン酸メチルエステル・グアニジン
5B-98	3,6-ビス(ブromoメチル)-1,2,4,5-テトラブromoベンゼン
5B-99	ビフェニルジフェニルホスフェート

### 5-C その他

コード	化合物名
5C-1	アクリル酸エチル・メタクリル酸共重合体（増粘剤、素材への付着量 1%以下）
5C-2	アクリル酸ブチル塩化ビニリデン共重合体

5C-3	アルミノ珪酸ナトリウム
5C-4	イソプロピルアルコール
5C-5	ジ-2-エチルヘキシルフタレート（主として塩ビ用可塑剤）
5C-6	シリカ（SiO <sub>2</sub> 、無水シリカも該当）
5C-7	水酸化第二鉄
5C-8	炭酸カルシウム
5C-9	トリエチルアミン（界面活性剤）
5C-10	ホリオキシエチレン、アルキルフェノールエーテル硫酸ナトリウム塩（ホリマーに含有、乳化剤、素材への付着量 1%以下）
5C-11	マイカ
5C-12	メタクリル酸エステル共重合体第四級アンモニウム塩
5C-13	ガラス繊維
5C-15	ホリオキシエチレンアリアルエーテル（界面活性剤）
5C-16	ジメチルフォルムアミド（防炎薬剤分散媒：揮発し、最終製品には残存しない）
5C-17	トルエン（防炎薬剤分散媒：揮発し、最終製品には残存しない）
5C-18	メチルエチルケトン（防炎薬剤分散媒：揮発し、最終製品には残存しない）
5C-19	硫酸カルシウム
5C-20	硫酸マグネシウム
5C-21	酸化第二鉄
5C-22	ジフェニルメタンジイソシアン酸塩（接着剤用成分）
5C-23	フタル酸ジイソニル（主として塩ビ用可塑剤）
5C-24	ホリオキシアルキレンアリアルエーテルリン酸エステル塩（界面活性剤）
5C-25	ステンレス
5C-26	アリルアミン塩酸塩重合体
5C-27	酸化チタン
5C-28	クロロエテン・ビニルアセテート重合体
5C-29	ジエチルヘキシルシクロヘキサン
5C-30	ビス(1-ウンデカンオキシ-2,2,6,6-テトラメチルピペリジン-4-イル)カーボネート